

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社リコー			コード	7752
提出日	2024/5/21	異動（予定）日	2024/6/20		
独立役員届出書の提出理由	2024年6月20日開催予定の第124回定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし						
1	横尾 敬介	社外取締役	○												△							有
2	谷 正文	社外取締役	○												△							有
3	石村 和彦	社外取締役	○												△							有
4	石黒 成直	社外取締役	○												△							有
5	武田 洋子	社外取締役	○												○							有
6	太田 洋	社外監査役	○												○							有
7	鈴木 国正	社外監査役	○												△						新任	有
8	大塚 敏弘	社外監査役	○												○						新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	横尾敬介氏は、第一生命保険株式会社および株式会社高島屋の社外取締役であります。当社と各該当社との間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。また、同氏が過去10年以内に在籍していたみずほ証券株式会社、株式会社ニッセイと当社の間には製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	横尾敬介氏は、2001年6月にみずほ証券株式会社の経営幹部に就任して以降、2007年4月に取締役社長、2011年6月から取締役会長として、長年にわたり金融・資本市場において卓越した経営手腕を発揮することにより、同社の発展に貢献してきました。また、2019年12月には株式会社産業革新投資機構の代表取締役社長CEOに就任し、日本の国際競争力向上へ貢献しています。 当社においては、社外取締役として、長年にわたる金融・資本市場での幅広い豊富な経験、ならびにファイナンスなどに関する幅広い知識・見識から、株主・投資家目線による適切な経営判断および経営監督を行っています。加えて、取締役会議長として中立的な立場から取締役会の進行・運営を行い、とりわけ社外取締役からの活発な意見を引き出すことで自由闊達かつ建設的な議論を主導しました。さらに、指名委員および報酬委員として、企業の経営トップの経験に基づき、独立した立場から積極的な議論を行い、監督機能の強化、ならびに指名・報酬プロセスの客観性・透明性の確保に貢献しています。 2023年度は、取締役会における「企業価値向上プロジェクト」の審議などを通じて、特に資本市場への積極的な情報発信、収益構造の転換、TSR拡大、資本政策、成長投資などの助言・提言を行い、当社の事業成長の実現と企業価値向上に向けた取り組みに貢献しました。加えて、経営会議にもオブザーバーとして出席するなど、執行に関する重要な会議にも積極的に参加しました。 当社取締役会は、同氏の長年にわたる金融・資本市場での豊富な経験、およびファイナンスなどに関する幅広い知識・見識に基づく、独立した立場からの株主・投資家目線による経営判断および経営監督を期待するとともに、それらが第21次中期経営戦略および成長戦略の実現、ならびに当社の株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外取締役候補者としました。 なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるとは判断し、独立役員として指定しております。

2	<p>谷本文氏が過去10年以内に在籍していた株式会社時事通信社、クオンツ・リサーチ株式会社と当社の間には製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>谷本文氏は、1977年に株式会社時事通信社へ入社して以来、長年にわたり同社の経済記者として国内外において情報分析と情報発信を担い、2010年6月に取締役、2013年6月から常務取締役として卓越した経営手腕を発揮することで同社の発展に貢献してきました。また、2016年6月からは公益財団法人ニッポンドットコム常務理事編集局長として、日本の情報を広く海外に発信しながら、国際相互理解の増進に尽力するとともに、グローバルな人材育成にも貢献してきました。</p> <p>当社においては、社外取締役として、長年の経済記者としてのグローバル経済や社会課題に関する幅広い経験・見識などから、適切な経営判断および経営監督を行っています。加えて、報酬委員長として、株主や社員など幅広いステークホルダーの視点を踏まえつつ、適切な役員インセンティブ報酬のあり方の議論を指揮するなど、監督機能の強化、ならびに役員報酬決定プロセスの透明性の確保に貢献するとともに、指名委員として、指名プロセスの客観性・透明性の確保を意識した議論を展開しています。</p> <p>2023年度は、取締役会における「企業価値向上プロジェクト」の審議などを通じて、特に社内外に向けた情報発信のあり方、人材戦略、成長投資などの助言・提言を行い、当社の事業成長の実現と企業価値向上に向けた取り組みに貢献しました。また、経営会議にもオブザーバーとして同席するなど、執行に関する重要な会議にも積極的に参加しました。</p> <p>当社取締役会は、同氏の長年の経済記者としての豊富な経験、およびグローバル経済や社会課題に関する幅広い見識・洞察、加えて高度な情報収集・分析能力や優れたコミュニケーション能力に基づく、独立した立場からの株主・投資家目線による経営判断および経営監督を期待するとともに、それらが第21次中期経営戦略および成長戦略の実現、ならびに当社の株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外取締役候補者としてしました。</p> <p>なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
3	<p>石村和彦氏は、野村ホールディングス株式会社の社外取締役および国立研究開発法人産業技術総合研究所の理事長兼最高執行責任者であります。当社と各該当法人の間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。また、同氏が過去10年以内に在籍していたAGC株式会社、TDK株式会社、株式会社IIと当社の間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>石村和彦氏は、2006年に旭硝子株式会社（現AGC株式会社）の経営幹部に就任して以降、2008年3月に代表取締役社長執行役員COO、2010年1月に代表取締役社長執行役員CEO、2015年1月から代表取締役会長として、長年にわたり日本を代表する製造業のグローバル展開を主導するなど、卓越した経営手腕を発揮することにより、同社の発展に貢献してきました。また、2020年4月には国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長に就任し、日本の産業競争力の強化に貢献しています。</p> <p>当社においては、AGC株式会社の経営者としての幅広い豊富な経験、ならびに国立研究開発法人産業技術総合研究所の理事長としての知識・見識に基づく助言・提言などにより、適切な経営判断および経営監督を行っています。加えて、筆頭社外取締役として、取締役会議長と協働して継続的にガバナンスの強化を図り、独立社外取締役の職務を主導しました。さらに、指名委員として、独立した立場から客観的な議論の展開を指揮するなど監督機能の強化に貢献するとともに、報酬委員として、役員報酬決定プロセスの客観性・透明性の確保を意識した議論を展開しています。</p> <p>2023年度は、取締役会における「企業価値向上プロジェクト」の審議などを通じて、特に資本収益性の向上、組織・ガバナンスのあり方、成長投資、人材戦略などの幅広い助言・提言を行い、当社の事業構造の変革の実現と企業価値向上に向けた取り組みに貢献しました。また、主要執行部門とのコミュニケーションを通じて、当社事業の理解に積極的に取り組みました。</p> <p>当社取締役会は、同氏の経営者としての幅広い豊富な経験、環境問題への深い見識、および組織・ガバナンスのあり方についての高い問題意識に基づく、独立した立場からの客観的な経営判断および経営監督を期待するとともに、それらが第21次中期経営戦略および成長戦略の実現、ならびに当社の株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外取締役候補者としてしました。</p> <p>なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
4	<p>石黒成直氏は、TDK株式会社の取締役会長および株式会社NTTデータグループの社外取締役であります。当社と各該当会社の間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。また、当社はTDK株式会社の株式を2,790株（2023年3月31日時点）保有しておりますが、全株売却し2024年3月31日現在保有はありません。</p>	<p>石黒成直氏は、1982年に東京電気化学工業株式会社（現TDK株式会社）に入社して以来、豊富な海外経験を通じ、同社の海外展開を牽引してきました。2014年6月執行役員、2015年6月常務執行役員などを歴任したのち、2016年6月から代表取締役社長として、電池やセンサー事業などEX（エネルギー・トランスフォーメーション）とDXを軸にした新規事業の開拓に取り組むことで同社の事業構造の転換を推し進めるなど、卓越した経営手腕を発揮することにより、同社の発展と企業価値の向上に貢献してきました。また、2022年4月に代表取締役会長、同年6月からは取締役会長として、中長期的・俯瞰的視点に立ったガバナンス機能を発揮してきました。</p> <p>当社においては、社外取締役として、TDK株式会社の経営者としての幅広い豊富な経験などから、適切な経営判断および経営監督を行っています。加えて、指名委員として、企業の経営トップの経験に基づき、独立した立場から積極的な議論を行い、監督機能の強化、ならびに指名プロセスの客観性・透明性の確保に貢献しています。</p> <p>2023年度は、取締役会における「企業価値向上プロジェクト」の審議などを通じて、特にデジタルサービスの会社へ変革するための多様性やスピードを重視した経営、グローバル人材活用、収益性を伴った事業成長の戦略、戦略的な成長投資などに関する助言・提言を行い、当社の事業成長の実現と企業価値向上に向けた取り組みに貢献しました。また、当社の主要拠点を訪問し、現地社員との対話を行うなど現場の態勢把握を行ったほか、経営会議へのオブザーブ参加や主要執行部門とのコミュニケーションを通じて、当社事業の理解に積極的に取り組みました。</p> <p>当社取締役会は、同氏の卓越したグローバル経営手腕、新規事業の育成や事業構造転換の実績、およびサステナビリティやガバナンスについての深い見識に基づく、独立した立場からの客観的な経営判断および経営監督を期待するとともに、それらが第21次中期経営戦略および成長戦略の実現、ならびに当社の株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外取締役候補者としてしました。</p> <p>なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。</p>

5	<p>武田洋子氏は、株式会社三菱総合研究所の執行役員 兼 研究理事 シンクタンク部門長およびファナック株式会社の社外取締役であります。当社と各該当社との間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>武田洋子氏は、1994年に日本銀行へ入行し、海外経済分析、内外金融市場分析などを担当後、海外留学を経て、2009年4月に株式会社三菱総合研究所に入社して以降、2017年10月に政策・経済研究センター長、2022年10月にシンクタンク部門統括室長などを歴任し、現在は同社 執行役員 兼 研究理事 シンクタンク部門長として、金融経済に関する調査分析などに卓越した手腕・能力を発揮しています。また、政府等の審議会委員などに多数就任するなど、対外活動にも積極的に取り組んでおり、金融政策、財政や社会保障制度、労働市場などに関して幅広い政策提言を行っています。当社においては、社外取締役として、長年のエコノミストとして培ったグローバル経済や社会動向への優れた洞察力や分析力、雇用問題や人材育成への深い見識や知識から、適切な経営判断および経営監督を行っています。加えて、報酬委員として、独立した立場から積極的かつ公正な議論を行い、監督機能の強化、ならびに報酬プロセスの客観性・透明性の確保に貢献しています。2023年度は、取締役会における「企業価値向上プロジェクト」の審議などを通じて、グローバル経済・金融の動向によるリスクとオポチュニティ、人的資本経営、地球環境のサステナビリティへの貢献、事業成長戦略などの助言・提言を行い、当社の事業成長の実現と企業価値向上に向けた取り組みに貢献しました。また、当社の主要拠点を訪問し、現地社員との対話を行うなど現場の実態把握を行ったほか、主要執行部門とのコミュニケーションを通じて、当社事業の理解に積極的に取り組みました。当社取締役会は、同氏の長年のエコノミストとして培ったグローバル経済や社会動向への優れた洞察力や分析力、雇用問題や人材育成のあり方などへの深い見識や知見に基づく、独立した立場からの客観的な経営判断および経営監督を期待するとともに、それらが第21次中期経営戦略および成長戦略の実現、ならびに当社の株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外取締役候補者として推薦し、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるとは判断し、独立役員として指定しております。</p>
6	<p>太田洋氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士です。同法律事務所は、当社が個別案件で法律事務を適宜依頼している法律事務所の一つであり、当社は同法律事務所の他の弁護士との間に法律業務を委託するなどの取引関係がありますが、当年度における取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。また当社と、同氏が社外監査役を務める日本化薬株式会社との間には製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。また当社は、同氏が監事を務める一般社団法人日本取締役協会に対して、会費などを支払っていますが、当年度の当該会費などの支払金額は、当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>太田洋氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナーとして、M&Aや企業法務全般における多くの案件対応実績があり、また、2014年7月からは一般社団法人日本取締役協会のコーポレート・ガバナンス委員会で副委員長を務めるなど、コーポレート・ガバナンスの専門家としても活躍されております。2017年6月に当社社外監査役に就任し、弁護士としての専門領域、およびコーポレート・ガバナンス専門家としての豊富な経験に基づく観点から、特に企業法務、およびコーポレート・ガバナンスの領域で積極的な助言や提言を行っており、当社における企業価値向上とコーポレート・ガバナンス強化に向けて大きく貢献しております。以上のことから、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ガバナンス強化に向けて、客観的な立場での適正な監査活動を実践いただけることを期待し、同氏を社外監査役として推薦し、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるとは判断し、独立役員として指定しております。</p>
7	<p>鈴木国正氏は、株式会社JTBの社外取締役であります。当社と該当社との間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。また、同氏が過去10年以内に在籍していたソニーグループ株式会社と当社の間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>鈴木国正氏は、1984年にソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）に入社以来、その傘下の子会社での勤務も含め34年にわたって、PC事業、エンターテインメント事業、モバイル事業などの経営幹部としての経験を有すほか、海外子会社のマネジメントも複数経験しており、事業のトランスフォーメーションやグローバル経営の高いノウハウを有しています。また、その後のインテル株式会社代表取締役社長としての経験を含めてデジタル分野での知識が深く、製造業とサービス業の両方における経営手腕を有しており、当社の事業変革のみならず、人事や経営体制などの経営インフラに対するガバナンス上の的確な助言を行うことができる人材と考えております。以上のことから当社取締役会は、同氏に独立した立場からの客観的で適正な監査を期待するとともに、それがさらなるグループガバナンスの強化と当社の株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外監査役候補者として推薦し、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるとは判断し、独立役員として指定しております。</p>
8	<p>大塚敏弘氏は、有限責任あずさ監査法人の専務役員であります。リコーグループとKPMGジャパンの間には、アドバイザーサービスなどの取引がありますが、取引額はKPMGジャパンの業務収入の0.5%未満と極めて僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>大塚敏弘氏は、公認会計士として会計・財務に関する高度な知見を有しております。37年にわたる監査法人での経験の中には、英国の駐在経験（KPMG LLP(UK)勤務）もあり、グローバルな視点での会計監査のノウハウを有しています。2003年7月にあずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）の代表社員（現 パートナー）に就任し、日本の代表的な企業の会計監査人として活躍したほか、2017年からは専務理事を歴任し、コーポレート・ガバナンス、品質管理、リスクマネジメントの統轄責任者として尽力しました。これらの経験により、会計監査のみならずコーポレート・ガバナンスの分野での大変深い見地からの的確な助言を行うことができる人材と考えております。以上のことから当社取締役会は、同氏に独立した立場からの客観的で適正な監査を期待するとともに、それがさらなるグループガバナンスの強化と当社の株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外監査役候補者として推薦し、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるとは判断し、独立役員として指定しております。</p>

4. 補足説明

当社は、社外役員に関して以下の基準を勘案の上、選任しております。

【社外役員の独立性基準】

1. 当社の社外取締役および社外監査役は、原則として独立性を有するものとし、以下各号のいずれにも該当する者とする。なお、リコーグループとは、当社および当社の子会社で構成される企業集団をいう。
 - (1) 当社の総議決権の10%以上の株式を有する者（以下「主要株主」という。）または当社の主要株主の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員、支配人またはその他の使用人でないこと。
 - (2) リコーグループが主要株主となっている会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員、支配人またはその他の使用人でないこと。
 - (3) 現在リコーグループの取締役（独立性を有する社外取締役を除く。）、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員、支配人又はその他の使用人でないこと、又は就任の前10年以内にリコーグループの取締役（独立性を有する社外取締役を除く。）、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員、支配人又はその他の使用人でなかったこと。
 - (4) 直近事業年度においてまたは直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、リコーグループを主要な取引先としていた者（リコーグループへの売上額がその者の連結売上額の2%以上である者をいう。）またはその者（その者の親会社および子会社を含む。）の取締役（独立性を有する社外取締役を除く。）、執行役、理事、執行役員、支配人若しくはその他の使用人でないこと。
 - (5) 直近事業年度においてまたは直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、リコーグループの主要な取引先であった者（その者への売上額がリコーグループの連結売上額の2%以上である者をいう。）またはその者（その者の親会社および子会社を含む。）の取締役（独立性を有する社外取締役を除く。）、執行役、理事、執行役員、支配人若しくはその他の使用人でないこと。
 - (6) リコーグループから役員としての報酬以外で直近事業年度においてまたは過去3事業年度の平均で1事業年度に1,000万円以上の金額の金銭その他の財産を直接または間接に得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士またはその他の専門家でないこと。
 - (7) リコーグループから直近事業年度においてまたは過去3事業年度の平均で1事業年度にその団体の総収入の2%以上の金額の金銭その他の財産を直接または間接に得ている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファームまたはその他の専門的アドバイザー・ファームなどの団体に所属する者でないこと。
 - (8) 第1号から第7号までに該当する者の配偶者、二親等内の親族または生計を一にする親族でないこと。
 - (9) リコーグループから取締役を受け入れている会社またはその会社の親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員、支配人またはその他の重要な使用人である者でないこと。
 - (10) その他、当社との間で実質的に利益相反が生じるおそれのある者でないこと。
2. 前項第1号および第4号ないし第9号のいずれかに該当しない者であっても、当社の社外取締役および社外監査役として適格であると判断される者については、当該人物が社外取締役および社外監査役として適格であると判断する理由を対外的に説明することを条件として、当該人物を社外取締役および社外監査役に選任することができる。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。